

## 令和 6 年 9 月の市民の声（全 3 通のうち 3 通）

### ◇空家バンクについて

#### 【ご意見・ご提案など】

4 年前に引っ越してきた際に空き家バンクを見つけてすごく良い制度があると思い、一軒家に住むことも検討しました。しかし、せっかくの空き家バンクという素晴らしい制度でしたが登録数が 0 で、結局南魚沼市に無数にある空き家には住むことはできませんでした。今年、友人が六日町に移住するということで空き家バンクを見た時に、結局六日町には 0、塩沢に 1 大和に 1 だけ。

この素晴らしい制度は『ただあるだけ』で数が全く増えません。もしも民間企業の企画でしたらもっと増やす努力をしていると思います。近くの空き家も少し壊れ始めています。

空き家の所有者にご連絡する（効果絶大）、ポスターPR、イベントを開く、新聞チラシ（高年齢に効果あり）だと思います。ぜひ検討してください。

私も飲食店を営んでいます。飲食店にポスターをお願いするなど低価格で費用対効果があると思います。

（令和 5 年 9 月 4 日）

#### 【お返事】

空き家バンク制度は平成 29 年から開始し現在に至りますが、ご意見いただいているとおりに登録件数が伸びず苦慮しています。

登録物件数を伸ばすための取組としてこれまで、

- ・固定資産税納税通知へ空き家バンク周知チラシを同封
- ・空き家所有者へ連絡文書の直接送付
- ・行政区へ空き家情報提供のお願い
- ・死亡届提出時に空き家バンク周知チラシを配布

などを行い、相談や物件登録にも少しずつ繋がっていますが大きな登録増には繋がっていません。

空き家は個人の資産であるため、空き家バンクへの登録は所有者の意思によりますが、制度自体の周知がまだまだ進んでいないことが登録数が伸びない大きな要因のひとつであると考えています。今後ポスターの作成や地元 FM 放送の利用などを

含め、登録物件の増加に向けて取り組んでいきます。

このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。  
た。

(担当：U & I ときめき課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇金城山滝入コースについて

### 【ご意見・ご提案など】

金城山滝入コースを下山で利用しましたが、苔むした岩々の上を深い藪が覆い、廃道同然で、滑落事故の可能性が非常に高いと思われました。再整備は難しいかと思われまますので、せめて登山口と山頂とに「登山禁止」の看板があればと思いました。

後でネットを見てみると、登山する方は観音山コースから登り下りしているようですが、昭文社の登山地図やガイドブックには滝入コースが一般コースとして紹介されていますので、私たちのように立ち入ってしまう人間もいるのではないかと思います。安全のためご検討いただければ幸いです。

(令和5年9月13日)

### 【お返事】

金城山滝入コースにつきましては、南魚沼市山岳遭難救助隊が登山道整備を実施しており、今年にはパトロール1回(6月)と草刈り2回(6・8月)を実施しています。しかしながら、比較的登山者数が少なく苔や藪が生えやすい環境であることなどから、時期によっては歩きづらくなる場合があります。

本コースは、一定の人気があるコースであることから、登山道の廃道については関係機関と十分な協議が必要となります。いただきましたご意見を基に、まずは登山者のレベルに合わせたコース選定ができるよう、市ウェブサイトなどでのコース状況の周知や、山と高原地図(昭文社)の掲載内容の変更、及び登山道への注意喚起表示の設置などを検討し、登山における安全対策に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

## ◇夜間のもみ殻燃やしについて

### 【ご意見・ご提案など】

毎年なのですが、この時期になると稲刈り後の田んぼでのもみ殻燃やしの煙が夕方から夜間にすごく、エアコンが無いので窓開けて寝ると少し夜間温度が下がって開けていたいの、すごく煙くて開けていられない状態になります。

昨日、一昨日もそうでした。家族には喘息持ちがいて通院していますし、アレルギー持ちもいて鼻水が止まりません。

こうゆう状況を注意喚起して何とかしていただけたらありがたいのです。時々、ずっと夜中に火が見えてるときもあるので、火の粉が風で自宅に来ないかと心配になるときもあります。

(令和 5 年 9 月 19 日)

### 【お返事】

もみ殻の焼却煙による喘息やアレルギーでお困りのこととお察しいたします。

もみ殻燻炭の製造など農業を営むためにやむを得ない場合は、例外として認められており、直ちに違法な行為とはなりません。まずは、当事者間でお話合いいただくか、行政区（自治会）の役員さんへ相談願います。

しかし、これらにおいても改善が見られない場合には、原因者へその旨を伝え、自粛を促します。

なお、火災の危険性がある場合には、消防署のほか、警察に速やかに通報をお願いします。

○南魚沼市消防本部 電話：025-782-9119

○南魚沼警察署 電話：025-770-0110

(担当：廃棄物対策課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658